

第 2 章 法律相談料

第 10 条 (法律相談料)

法律相談料は、

60 分につき 10,000 円以上 30,000 円以下

とします。

第 11 条 (書面による鑑定料)

書面による鑑定料は、事実が特に複雑または特殊な事情がある場合を除き、

100,000 円以上 500,000 円以下

とします。

ただし、事実が特に複雑または特殊な事情がある場合には、弁護士は依頼者と協議のうえ、本条本文に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができます。